

会議録

名 称	川口市交通安全対策協議会
日 時	令和8年7月22日（水） 午後2時00分～3時00分
会 場	第一本庁舎6階 601大会議室
出席者 （会長に ◎、副会 長に○）	（委 員）◎石原美知子、○中山久仁夫、峯岸ヨシ子、中原栄次、 山下喜久夫、大杉清純、竹田茂、関根實、天森泰彦、 荻谷敏宏、齊藤敦史 （幹 事）北嶋貴行、高花仁、菊地栄一、佐々木良彦、佐野隆之 （事務局）石坂部長、長澤次長、小野補佐、妹尾主査、藤井主事補
概 要	1 開会 （事務局）令和8年度第1回川口市交通安全対策協議会を開会する。最初に、委嘱書・任命書の交付を行う。当協議会の委員及び幹事の任期は、川口市交通安全対策協議会条例第5条により2年となっており、本年5月15日から2年間の委嘱となるものである。 2 委嘱書・任命書の交付 3 市長挨拶 （市 長）公私多忙の中、本日の出席に感謝する。また、委員の委嘱を行わせていただいたが、これから2年間よろしくお願い申し上げます。ぜひ皆さんと一緒に交通事故ゼロを目指していきたい。 昨年は、川口市内で死亡事故が5件発生してしまった。前年よりも9件減ったということではあるが、まだまだ事故が減らない。そして、尊い命が失われているという現状がある。引き続き地域の皆さんに、交通安全対策、お互いに気をつけよう、死亡事故を減らそう、ということと呼びかけていただければありがたい。また、15日から夏の交通安全運動も始まっている。現在、ヘルメットの着用率が、川口市内また埼玉県内で低い状況であるため、事故に遭ったときに自分の身を守れるよう、川口市としても皆さんにヘルメットをしっかりと着用してもらえようような対策をとっていきたいと思っている。事故はいつどこで誰に起こるかわからないので、気をつけることこそが一番の事故防止に繋がるため、皆さんには引き続きのご尽力を賜うようお願い申し上げます。

4 委員、幹事及び事務局職員の紹介

5 仮議長選出

(事務局) 対策協議会条例第6条に基づき、会長は委員の互選により選出することとなっている。また副会長は会長が指名することになっている。会長を互選するにあたり、まず仮議長を選出し、仮議長のもとで新会長の選出をお願いしたい。事務局より仮議長を中原委員をお願いしたいがいかがか。

(委員) 異議なし

6 会長の選出

(仮議長) 当協議会の会長選出について、委員の皆様の意見を賜りたい。

(委員) 今までどおり、川口市交通安全協会会長をお願いしたい。

(委員) 異議なし

(仮議長) ご賛同いただいたので、当協議会会長は石原委員に決定する。

7 会長挨拶

(会長) 7月15日から24日まで、夏の交通事故防止運動期間として、「子供と高齢者の交通事故防止」「自転車の交通ルールの徹底」「飲酒運転の根絶」を掲げて、啓発活動を実施している。近年は自転車の関係する事故が増加傾向にあり、だれでも気軽に利用できる便利な乗り物である一方、乗り方を誤ると死傷事故も起こしかねない。また、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度について関心が高まっている中、啓発活動も非常に重要になっていると感じる。本日ここにお集まりの皆様は、交通安全運動をはじめとする交通安全の啓発活動に熱心に取り組んでおられることは存じている。本協議会でも、皆様からのご意見をいただきながら、道路を利用する方々に交通ルールを正しく守っていただくために、効果的な取り組みを実施できるよう、運営していきたい。

8 副会長の指名

(会 長) これまで、副会長には武南交通安全協会会長を指名してきたので、今回も中山委員を指名したい。

(事務局) ただいま、会長から中山委員を副会長に指名されました。拍手をお願いしたい。

【拍手】

9 副会長挨拶

(副会長) 私が所属している武南交通安全協会でも、長年地域に根差した見守りや啓発活動などを実施している。交通ルールは、知っていても繰り返し啓発し、ルールを守ってもらうことが大切である。行政、警察、交通安全関係団体、市民すべてが協力し、交通事故をなくし、安心安全な街づくりの実現を目指すため、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

10 議事

(事務局) 条例第7条により、会長を議長とし議事を進行する。

(議 長) 議事1「市内の交通事故状況について」を武南警察署高花交通課長より説明をお願いします。

(幹 事) 令和8年1月から6月末に発生した交通事故の発生状況について、埼玉県内の交通事故発生状況から説明する。令和8年6月末の県内における交通事故死者数は40人で、前年同時期に比べ16人減少。各都府県の死者数を比べると、埼玉県はワースト9位である。神奈川県、愛知県、東京都が上位となっている。県内の死亡者数を年齢別で見ると、65歳以上の高齢者が23人と全体の57.5%と大きな割合を占めている。また、歩行者の死者が全体の35%、自転車が25%と、歩行者、自転車が死亡者数の半数を占めている。また、7月に入り交通死亡事故が多発している。県内において7日以内に5件以上の交通死亡事故が発生し、埼玉県県民生活部長より7月21日から30日までの間、交通死亡事故多発警報が発令されている。続いて、川口市の交通事故情勢について説明する。資料2ページ、川口市交

通事故発生状況をご覧いただきたい。6月末現在で人身事故件数は469件で、昨年と比べ42件減少している。死者数は4人で、前年同時期比で3人の増加。また、会議資料の都合上6月末で説明しているが、7月1日に西川口地内で死亡事故が発生したため、現在は5件の死亡事故が発生している。物件事故件数は5,224件で18件の増となっている。法令違反別発生件数を見ると、安全不確認が最も多くなっている。年齢層別では50歳代が最も多く、30歳代、高齢者と続く。状態別では四輪車が最も多く、次いで自転車、歩行者となっている。また、7月21日から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律が施行された。これにより、自動車運転死傷行為処罰法の危険運転致死傷の対象となる行為が明確化、追加された。また、道路交通法における飲酒運転の酒酔いの基準が明確化された。更に、令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに下げられるが、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯がないなどの狭い道路、生活道路が対象となる。中央線や車両通行帯が設けられている一般道路、自動車専用道路などは引き続き法定速度は60km/hである。また、道路標識により最高速度が指定されている道路では、その指定されている速度が自動車の最高速度となる。この改正については、県警のホームページ等にも掲載されている。広く市民に関係するものであるため、各機関団体において広報誌への周知など広報活動をお願い申し上げる。

（議長）ただいまの説明内容について何か質問があるか。

（委員）この4月から、16歳以上の自転車利用者を対象に「交通反則通告制度」、いわゆる青切符がスタートしたが、川口市内で交付した青切符の件数と、どのような違反が多かったのか教えてほしい。

（幹事）「交通反則通告制度」は違反全てを検挙するというものではなく、基本的には指導、警告を行って自転車利用者のルール順守を図る。違反行為の中でも特に悪質危険性の高いものについて検挙措置を講じている。4月から6月までで川口市内で自転車に対して交付した青キップは135件である。携帯電話保持、右側通行、一時不停止の違反が多い。4月から自転車の交通反則通告制度が導入され注目を集めることで、自転車のルール遵守の機

運が高まったと思われる。この流れが一時的なものにならぬよう引き続き自転車事故防止対策への取り組みをお願い申し上げる。また、埼玉県警では、「かぶる・ひろがる・命を守る みんなでカチッとプロジェクト」として、自転車ヘルメットの着用を統一行動とする団体を募集している。ぜひ、企業や学校、小単位でも可能なので参加を検討いただき、自転車ヘルメットの普及浸透、ルール遵守の先駆けとなっていただくようお願い申し上げます。

(議長) ただいまの説明内容について何か質問があるか。ないようなので、議題2「令和8年度くらし安全課交通安全事業実施概要」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議題2、令和8年度くらし安全課交通安全事業実施概要について説明する。すでに4月から実施している内容も含んでいるが、今年度、くらし安全課交通安全係が実施する事業について説明する。

初めに、資料4ページの「1 交通安全教室」についてであるが、幼児から高齢者に至るまで、各年齢層に応じた交通安全教室を実施する。今年度も模擬道路を用いた実技指導、ダミー人形の衝突実験や、スタントマンによる自転車事故再現を行うスケアード・ストレイト教室など、参加体験型方式を取り入れ、視覚・聴覚に訴える効果的な教室の実施を図る。

続いて、「2 交通安全啓発活動」について、①の交通安全運動として、広報かわぐちや横断幕、市内掲示板へのポスター掲示などによる広報活動に加え、市の重点目標を「子供と高齢者の交通事故防止」、「自転車の交通ルールの徹底」及び「飲酒運転の根絶」とし、警察や関係団体と共に街頭啓発活動においてチラシや啓発品を配布し、交通安全意識の高揚を図る。

次に、②のその他交通安全啓発活動等については、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間等に合わせたチラシや啓発品の配布を実施する。また、年に4回、交通安全運動の期間などにあわせて、幼児の保護者、小学生、中学・高校生、高齢者を対象とした4種類の交通安全壁新聞を作成し、教育施設や公共施設などに掲示して、交通ルールの普及啓発を図る。さらに、自転車競技を通じた児童の自転車の安全走行に関する知識と技能の習得を図るため、小学校、警察及び交通安全協会と協力して交通安全こども自転車埼玉県大会に出場。なお、過日7月上旬に開催されたこの大会には、本市からは

桜町小学校が出場し、日々放課後に練習した成果を十分に発揮し、交通ルールの習得や運転技術の向上が図られた。

最後に、③の交通公園の運営について、芝・南平児童交通公園には、子ども達が楽しみながら交通ルールや交通マナーを学べる場として模擬道路などを設置している。また、団体からの申込みに応じて交通安全教室を実施するほか、日曜日・祝日には、バッテリーカーや変わり種自転車等の貸し出しを行い、自転車などを運転する機会を設け、運転技術の向上を図っている。

令和8年度くらし安全課交通安全事業実施概要についての説明は、以上である。

(議長) ただいまの説明内容について何か質問があるか。

(委員) 幼児から高齢者に至るまでの各年齢層に応じた交通安全教室の実施ということだが、幼児から児童に関しては各学校において交通安全教室をされていることは承知しているが、高齢者にはどのような場所でどのような交通安全教室を実施されるのか。

(事務局) シルバー人材センターや町会自治会から公民館等での講習会の申し込みを受け、高齢者向けの教室を実施している。

(議長) ただいまの説明内容について何か質問があるか。

(委員) 交通ルールについて、自転車だけではなく、市内の生活道路に関しては30 km/hになったという説明を先ほど受けたが、このような交通ルールの新しくなった形のものを、町会自治会等に対して、あるいは高齢者の方に、どのような方法で広報を進めていくのか、あるいはパンフレット等を作成しているのかどうか、パンフレット等を頂くことはできるのかを聞きたい。

(事務局) 年に4回壁新聞等で周知をする。また、ホームページ等でも周知している。そして、町会自治会から要請があれば直接皆様方の疑問に対してお答えできるような講習会等を実施してまいりたい。

(議長) ただいまの説明内容について何か質問があるか。

(委員) 芝・南平児童交通公園の運営等だが、私は芝児童交通公園を子供が小さいときに使っていました。現在もそれが存続されているということが先ほどの説明で分かった。子供たちが楽しみながら交通ルールや交通マナーを学べる場ということであるが、ここの管理は市の職員か、それとも委託か。また、利用しているお子さんや親御さんはどれくらい利用されているのか。

(事務局) 建物の管理は市である。日曜日・祝日に指導している方は、委託でお願いしている。利用者については、令和7年度は、芝児童交通公園は9,864人。南平児童交通公園は39,597人で、非常にたくさんのお子さんたちに使っていただいている。また本年度については、6月末時点で芝児童交通公園では3,465人。南平児童交通公園では22,229人が利用している。昨年度と同時期で比較しても芝児童交通公園では560人増となっている。南平児童交通公園では15,643人増えている。増加した理由については、夏がかなり暑くなっているため、暑くなる前に利用しようとする方が増えていると思われる。

(議長) ただいまの説明内容について何か質問があるか。ないようなので、以上で議事を終了とする。皆様の協力により、本日の会議が無事終了したことについてお礼申し上げます。これで、議長の任を解かせていただく。

9 閉会

(事務局) 以上で令和8年度第1回川口市交通安全対策協議会を閉会とする。